第16号（平成27年3月）

住宅防火だより

鹿児島県住宅防火対策推進連絡会

あなたの家の住宅用火災警報器は あなたを守ってくれますか？

もういいかい　火を消すまでは　まあだだよ

平成26年度全国統一防火標語

住宅火災の実態（平成26年中：概数）

住宅火災は249件発生

■月別住宅火災発生状況

☆ 平成26年中における火災は，703件，うち住宅火災は249件(約35%)発生しています。

☆ 住宅火災は，多い月では１日当たり１件以上の割合で発生しています。(年間平均約0.7件／日)

☆ 住宅火災は，一年をとおして発生しています。

■住宅火災の出火原因

出火原因の１位は　こんろ

住宅防火　いのちを守る　７つのポイント

～３つの習慣～

☆ 寝たばこは，絶対やめる。

☆ ストーブは，燃えやすいものから離れた位置で使用する。

☆ ガスこんろなどのそばを離れるときは，必ず火を消す。

～４つの対策～

☆ 逃げ遅れを防ぐために，住宅用火災警報器を設置する。

☆ 寝具，衣類及びカーテンからの火災を防ぐために，防炎品を使用する。

☆ 火災を小さいうちに消すために，住宅用消火器を設置する。

☆ お年寄りや身体の不自由な人を守るために，隣近所との協力体制をつくる。

住宅用火災警報器を寝室へ設置しましょう！

◎　住宅用火災警報器は，火災予防条例により，すべての住宅で，**寝室，寝室がある階の階段**に設置が義務付けられています！

本県の平成26年6月時点の条例設置率は**80.2%**(※) です。

住宅用火災警報器は，火災の未然防止や早期発見，早期避難に非常に高い効果がありますので，至急設置しましょう。

（※）総務省消防庁調査（全国平均66.9%）

住宅用火災警報器の取付場所

住宅火災による死者の発生は、**就寝時間帯の逃げ遅れ**が多くなっています。

夜間の就寝時間帯が昼間に比べ、**人命の観点で危険度が高い**ため、**必要最小限で効果の高いと考えられる場所**として**寝室・寝室がある階の階段**への設置が義務付けられています。

住宅用火災警報器の作動点検を！

住宅用火災警報器は電池式のものと電池式でないものがあり，電池の寿命は一般的に５年程度とされています。電池式のものでも電池交換が可能なものと不可能なものがあります。

一部の住宅で平成18年に住宅用火災警報器の設置が義務付けられて５年以上が経過していることから，ご自宅の住宅用火災警報器が正常に作動するか御確認ください。

また，住宅用火災警報器を設置した後は，定期的に作動点検するようにしましょう。

■作動点検のしかた

ピーピーピー
火事です※

正常なら音が鳴ります

※この警告音は代表例です。

○　万が一，音が鳴らない場合は，以下のことを確認してください。

- 電池がちゃんとセットされているか。
- それでも鳴らない場合は，「電池切れ」か「機器本体の故障」の可能性がありますので，取扱説明書をご覧ください。

住宅用火災警報器の奏功事例

住宅用火災警報器を設置していたことにより，火災による被害を最小限にすることができた奏功事例が，平成26年中（1～12月）は16件（平成18年2月1日からの累計は190件）報告されています。

事例１　**出火原因：ガスこんろに火をつけたまま庭に出て，鍋が空焚き状態となった。**
結　　果：住宅用火災警報器の警報音に気付いた本人が，ガスこんろのスイッチを切りに戻り，火災にならずにすんだ。

事例２　**出火原因：たこ足配線されたコード上に重い物を置いており，ショートして出火した。**
結　　果：住宅は全焼したものの，就寝中の本人が住宅用火災警報器の警報音に気付き，自力にて屋外へ脱出し一命をとりとめた。

悪質訪問販売にご注意を！

【悪質訪問販売等の状況】
○「消防署の下請けである。」とだまして契約を結ぶ
○使用期限の過ぎた消火器を売りつける
○「みんな設置している。このアパートでお宅が最後だ。」とあおる

【被害にあわないために・・・】
- 消防職員が，訪問販売をすることはありません。
- 自分の家にはどこに設置する必要があるのか，あらかじめ知っておきましょう。
- 口車に乗せられて，即決・契約しないようにしましょう。

【不適正な訪問販売で購入，契約してしまったら・・・】
- 住宅用火災警報器・消火器の訪問販売は「特定商取引に関する法律」に基づくクーリング・オフ制度の対象であり，契約（購入）から一定期間（住宅用火災警報器の訪問販売については８日間）以内であれば，契約の解除が認められています。

※詳しくは，お住まいの地域の消費生活センターへお問い合わせください。
（鹿児島県内の消費生活センターURL　http://www.kokusen.go.jp/map/ncac_map46.html）
（鹿児島県消費生活センター　電話番号099-224-0999）

住宅用火災警報器に関するお問い合わせ

住宅用火災警報器の設置場所など詳しいことは，**最寄りの消防署**または**住宅用火災警報器相談室**にお尋ねください。

「住宅用火災警報器相談室」
フリーダイヤル　**0120-565-911**
月曜日から金曜日までの午前９時から午後５時まで
（12時から1時を除く）（祝祭日を除く）

鹿児島県住宅防火対策推進連絡会事務局　電話 099-286-2259　県庁消防保安課内